

○岡山市PPP／PFI手法導入優先的検討規程

平成30年2月23日

市訓令甲第10号

(目的)

第1条 この訓令は、公共施設等の整備等に多様なPPP／PFI手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 公共施設等の整備等に多様なPPP／PFI手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続については、別に定めがあるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- (2) 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画（市民に対するサービスの提供を含む。）
- (8) 優先的検討 この訓令に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う

従来型手法に優先して検討すること。

(対象とするPPP/PFI手法)

第3条 優先的検討の対象とするPPP/PFI手法は、別表のとおりとする。

(優先的検討の開始時期)

第4条 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合、公共施設等の運営等の見直しを行う場合、岡山市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に従い個別施設の整備等を検討する場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

(優先的検討の対象とする事業)

第5条 次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業及び事業の規模にかかわらず、市において優先的検討が必要と判断した公共施設整備事業は、優先的検討の対象とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(対象事業の例外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象としない。

(1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

(2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

(3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

(採用手法の選択)

第7条 優先的検討を行う場合、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、第9条若しくは第10条の規定による評価（以下「簡易な検討」という。）又は第12条に規定する詳細な検討（以下「詳細な検討」という。）に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

2 前項の場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

（評価を経ずに行う採用手法導入の決定）

第8条 採用手法が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、採用手法の導入を決定することができるものとする。

(1) 指定管理者制度 簡易な検討及び詳細な検討の省略

(2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

(3) 民間事業者からPPP/PFI手法に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

（費用総額の比較による評価）

第9条 採用手法を選択したときは、前条の場合を除き、PPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

(2) 公共施設等の運営等の費用

(3) 民間事業者の適正な利益及び配当

(4) 調査に要する費用

(5) 資金調達に要する費用

(6) 利用料金収入

2 前項の場合において、第7条第2項の規定により複数の手法を選択したときは、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

(その他の方法による評価)

第10条 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難等と認めるときは、前条の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

(1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

(2) 類似事例の調査を踏まえた評価

(3) 前2号のほか、個別状況等を踏まえた評価

(公共施設等マネジメント推進委員会による協議)

第11条 第9条又は前条の規定による評価の決定は、岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程（平成26年市訓令甲第133号）第1条第2項に規定する公共施設等マネジメント推進委員会が、これを行う。

(詳細な検討)

第12条 簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業については、専門的な外部コンサルタントを活用する等により要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の算定を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(検討の結果の公表)

第13条 第9条、第10条又は第12条の規定によりPPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び評価の内容を入札手続の終了後等適切な時期にインターネット上で公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、この訓令の施行の日前に基本計画及び基本設計において事業手法が決定されていない公共施設整備事業について適用する。

(岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程の一部改正)

3 岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次の1号を加える。

(7) 岡山市PPP/PFI手法導入優先的検討規程(平成30年市訓令甲第10号)

第9条第1項又は第10条の規定による評価の決定に関すること。

別表(第3条関係)

1 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	コンセッション方式(公共施設等運営権方式) 指定管理者制度 包括的民間委託 O方式(運営等 Operate)
2 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BT方式(建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate) BOT方式(建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer) BOO方式(建設 Build-所有 Own-運営等 Operate) DBO方式(設計 Design-建設 Build-運営等 Operate) RO方式(改修 Renovate-運営等 Operate)
3 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式(建設 Build-移転 Transfer) DB方式(設計 Design-建設 Build) リース方式(民間建設借上方式)及び特定建築者制度等(市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。)